

# 第1章 計画の策定に向けて

## 1 計画策定の目的

石岡市においては、平成21年12月に国の認定を得る形で「石岡市中心市街地活性化基本計画」（以下「旧基本計画」）を策定し、「快適で安心した暮らし」「人々が行きかう賑わい」を目指し、市街地の整備や商業活性化を中心とした事業に取り組んできました。

これにより、積年の課題であった駅舎の橋上化の実現に加え、BRT事業が本格稼働したことにより交通結節点としての機能強化を図ることができたほか、テナントミックス事業においては「農家の野菜直売所」「石岡カフェ」の開店、民俗資料館のリニューアルによるふるさと歴史館の開設、石岡市中心市街地空き店舗活用支援事業による10件の新規開店などの成果を挙げてきました。

一方で、目標値として掲げた居住者人口・歩行者通行量の増加には届いておらず、計画は道半ばといえます。中心市街地の活性化を実現するためには、引き続きその目標に向かい、より積極的な活性化策を継続して行っていく必要があります。

このため、新たに「石岡市中心市街地活性化基本計画（第2期）」を策定することにより、旧基本計画の取り組みを引き継ぎながら、より実効性のある施策に取り組んでいきます。

## 2 計画の位置づけ

旧基本計画においては、計画主体である石岡市を中心に、石岡商工会議所や様々な市内民間事業者など計22者により構成される中心市街地活性化協議会に承認され、国の認定を得る形で中心市街地活性化の指針として位置づけ策定し、計54の事業に取り組んできました。その結果、約8割にあたる42事業に着手し、一定の成果を上げてきました。

一方で、全国的・全市的な人口減少・少子高齢化の流れの中、中心市街地が果たす役割もまた変化しています。限られた資源をいかに活用するかという「選択と集中」のまちづくりを図るとともに、観光振興や地域交流の観点からの広域連携・官民連携によるまちづくりが求められています。

これを受け、新たな計画においては、旧基本計画における課題を精査し、その役割を継続しつつ、中心市街地活性化の基本的な方向性を再定義するものとして、新たに策定するものです。

したがって、中心市街地活性化施策の具体化等においては、関係者等の意見を柔軟に組み入れ、内外の住民活力の活用を図りながら推進することとします。

## 3 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5ヶ年とします。